

個人情報保護委員会（第 364 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 7 月 31 日（金）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
 穴戸委員、新保委員、藤井委員
 佐脇事務局長、西中事務局次長、津村審議官、戸梶総務課長、
 香月参事官、日置参事官、在津参事官、安蒜参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題 1：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について
 事務局から、資料に基づき説明を行った。
 藤村委員から「法執行・技術的検討体制の整備等」の取組方針について、意見と併せ提案がある。
 今回の令和 8 年改正法の法案審議では、デジタル技術が急速に発展する社会におけるデータ保護との両立に資する新たな技術、特にいわゆる P E T s（プライバシー強化技術）への期待に言及する質疑が何度も行われたと認識している。衆参両院の附帯決議においても、我が国の産業競争力の向上にも資する観点から、P E T s の活用促進が盛り込まれている。また、我が国のみならず、個人の権利利益やプライバシーを確保しつつ、データの社会的・経済的価値を最大限に引き出すことが、各国共通の政策課題となっている中で、技術的な手段によるアプローチとして、P E T s への関心や期待が、国際的にも非常に高まっている状況にある。
 こうした中で、当委員会としても、P E T s の導入を事業者等関係主体に促す素地となる情報を提供することが重要になってきている。当委員会では、事務局内に技術を専門とするチームが立ち上がり、このような課題に対応する施策に取り組む体制も構築しているところである。その中で、P E T s の導入と活用にあ資する調査と整理等を実施し、事務局としてレポートをまとめることが、有用かつ効果が高いのではないかと。こうした事務局レポートの作成・検討を是非お願いしたい」旨の発言があった。
 清水委員から「今後の取組予定については異論ない。委員として、今後とも独立した立場から、附帯決議の趣旨も十分踏まえて、下位法令の制定や、執行体制の強化などの組織の整備の議論に関わりたい。そこでお願いしたい点が 2 点ある。
 1 点目は、法案作成の時もそうであったように、比較的小刻みに進捗状況を御報告いただきたいという点である。かなりの分量のものが一度に示されると、なかなかチェックしづらいこともあるので、例えば、テーマごと、一定期間ごとなど、適宜説明をお願いし、十分に検討させていただきたい。

2点目として、資料に示されている関係省庁との連携について、内閣府のA I戦略本部のA Iに関わるガバナンスの議論や、医療等情報の利活用の推進に関する検討会の動向等、私どもも公表資料で進捗を注視したいと思っているが、我々の検討に影響を及ぼすような議論があれば、タイムリーにインプットしていただきたい」旨の発言があった。

新保委員から「今回の改正個人情報保護法については、条文の内容・構成等について、かなり高度な立法技術が用いられている部分が多くあると思う。このような観点から、個人・事業者・一般社会の理解を深める上で、分かりやすい解説を行うことが重要ではあるが、その際に、正しい解釈を分かりやすく説明することが、今後、重要な情報発信の観点になるかと思う。

とりわけ、統計作成等の特例をはじめ、一部の規定については、これまで3年ごとに見直しとして、精緻かつ長期にわたる検討を行ってきたところであるが、十分にその立法趣旨が理解されていない指摘や意見が多々あると感じている。そのような観点からも、正しく今回の改正法の内容を理解していただけるよう、分かりやすく、かつ、一般に広く今後のデータ利活用に資する改正であるということが分かる情報発信を、積極的に行っていただきたい」旨の発言があった。

矢野委員から「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針(案)」について、異存ない。2点意見を申し上げたい。

第一に、政令・規則・ガイドライン等の整備について、「多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進める」とあるが、今回の改正法案の整備・準備においても、丁寧に御意見を伺って進めてきていただいたと思う。これは事務局に大変御努力いただいたと思うので、引き続き進めると同時に、その中で出てきた成果等で、政令・規則・ガイドライン・Q & A等で反映できるものはないか、あるいはそうでないものについても、事業者等の分野ごと、業種・業態ごとの取組の参考になるよう、例えば事務局レポート等のような形で残していくなど、様々な形で御検討いただければと思う。

第二に、今回の改正法の様々な規律の趣旨等について、国際的に分かりやすい形で発信をしていくことも、引き続き個人情報保護制度担当室と国際室とで連携し取り組んでいただきたいと思う。今回の改正法の趣旨等について、必ずしも十分に正確な理解に基づいていない批判等が、海外に対して発信をされること、また、そのような理解が広まるということが、我が国が全体として進めているD F F Tや、関係各国・法域とのデータの越境移転等の取組に影響を与えかねないので、日本の法律の高度な立法技術をもって書かれている部分はあるわけだが、その狙いや意義を的確に発信していただくようお願いしたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上